

## 令和5年度 監督処分一覧表

業者名	所在地	処分区分	処分日(営業停止期間)	処分の原因となった事実
株式会社川崎工業	曾於市	営業停止処分	R06年01月04日  R6.1.20 ~ R6.1.22 ( 3日間 )	株式会社川崎工業の代表取締役は、令和3年2月5日、曾於市大隅町岩川6225番地同社敷地内において、廃棄物である廃木材(焼却残渣物約51キログラム)を焼却したとして、令和3年4月13日、大隅簡易裁判所から廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反により罰金30万円の略式命令を受け、令和3年5月1日にその刑が確定した。 このことは、建設業法第28条第1項第3号に該当する。
				根拠法令 建設業法第28条第1項(第3号)
合同会社大山工業	出水市	営業停止処分	R05年09月05日  R5.9.23 ~ R5.9.25 ( 3日間 )	合同会社大山工業は、民間工事において、建設業法第3条第1項の許可を受けていないにもかかわらず、同法施行令第1条の2第1項で定める軽微な建設工事の範囲を超えて、解体工事業の請負契約を締結した。 このことは、建設業法第28条第2項第2号に該当する。
				根拠法令 建設業法第28条第3項
株式会社東海建設工業	大和村	指示処分 (改善・再発防止)	R05年09月05日  ~ ( )	株式会社東海建設工業は、大島郡大和村志戸勤436-1を営業所の所在地として営業を行っていた者であるが、平成14年9月に大島郡大和村志戸勤386に所在地を変更し、また、平成19年9月に奄美市名瀬鳩浜町117に所在地を変更していたにもかかわらず、その届出を30日以内に鹿児島県に行わなかった。 このことは、建設業法第11条第1項に違反し、同法第28条第1項本文に該当する。
				根拠法令 建設業法第28条第1項(本文)

## 令和5年度 監督処分一覧表

業者名	所在地	処分区分	処分日(営業停止期間)	処分の原因となった事実
迫田興業有限会社	志布志市	指示処分 (改善・再発防止)	R05年7月10日 ~ ( )	迫田興業有限会社は、令和2年4月15日、同社が請け負った宮崎市内の病院建設工事現場において、コンクリートポンプ車を用いてコンクリート圧送作業を行うに当たり、転倒及びブーム、アーム等の作業装置の破壊により労働者に危険を及ぼすおそれがあったにもかかわらず、その構造上定められたコンクリートポンプ車のブームに連結できる先端ホースの長さ及び連結本数を守らず同作業を行い、もって、機械による労働者の危険を防止するために必要な措置を講じなかった。 この件について、同社及び代表取締役は、労働安全衛生法違反により、宮崎簡易裁判所からそれぞれ罰金30万円の判決を受け、令和5年3月25日に刑が確定した。 このことは、建設業法第28条第1項第3号に該当する。
				根拠法令 建設業法第28条第1項(第3号)